

「国土交通省 水文水質データベースコンテンツ利用規約」

※本利用規約は、「政府標準利用規約(第2.0版)」に従い作成しています。

1. 国土交通省 水文水質データベースコンテンツの利用について

国土交通省水文水質データベース(以下「水水DB」といいます。)で公開している情報(以下「水水DBコンテンツ」といいます。)は、どなたでも以下の1)～5)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールは適用はなく、自由に利用できます。

水水DBコンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

1) 出典の記載について

ア 水水DBコンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

(出典記載例)

出典:国土交通省 水文水質データベース(当該頁のURL)(〇年〇月〇日に参照)

イ 水水DBコンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(水水DBコンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

出典:国土交通省 水文水質データベース(当該頁のURL)(〇年〇月〇日に参照)
を加工して作成

ウ 水水DBコンテンツは、精度確認等の作業を経てデータが補完されるコンテンツとなるため、上記ア・イに示す記載例のとおり参照された年月日をご記載ください。

2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

ア 水水DBコンテンツの中には、第三者(国以外の者をいいます。以下同じ。)が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

イ 水水DBコンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

エ 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

3) 準拠法と合意管轄について

ア 本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

イ 本利用ルールによる水水DBコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係る水水DBコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

4) 免責について

ア 国は、利用者が水水DBコンテンツを用いて行う一切の行為(コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。)について何ら責任を負うものではありません。

イ 水水DBコンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

5) その他

ア 本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

イ 本利用ルールは、令和5年4月1日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約(第2.0版)に準拠しています。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。既に政府標準利用規約の以前の版にしたがって水水DBコンテンツを利用している場合は、引き続きその条件が適用されます。

ウ 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0 国際(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>)に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」といいます。)と互換性があり、本利用ルールが適用される水水DBコンテンツはCC BYに従うことでも利用することができます。

エ 水水DBからリンクを張っている水水DB以外のページのデータ利用については、それぞれのページに記載されているルールに従ってデータをご活用ください。